

介護等体験報告会の目的

—実習体験のステップ・アップ効果—

島田 肇*

1. はじめに

前回の報告では、東海学園大学みよしキャンパス¹⁾(以下、「本学みよしキャンパス」と言う)で行われてきた介護等体験事前学習(あるいは事前指導)について、主にその内容を説明し、その目的と意義についてまとめた²⁾。本稿では、前回の報告を踏まえ、介護等体験の事前学習の最終段階に実施される介護等体験報告会(以下、「報告会」と言う)について考察を行う。ここでの内容は、介護等体験の実施内容、報告会の位置づけと目的、そして今後の課題についてである。

報告会の内容や実施に関し、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」³⁾(以下、「教職免特例法」と言う)及び「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」(以下、「施行規則」)の中では一切規定はない。したがって、報告会の実施は、本学独自の取組であり、そこには、本学独自の実施目的や意義の存在があるべきであり、かつそのことを前提としてこれまで行われてきた。

2. 介護等体験の実施内容

介護等体験は、通常、大学3年次の8月頃から始まり翌年の1月頃までの期間、社会福祉施設5日間、特別支援学校(盲・聾・養護学校)2日間、合計7日間⁴⁾に渡り実施され、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」(教職免特例法第1条)を行う。介護等体験事後学習の一環として行われる報告会は、3年次に実施される介護等体験の全日程を終了した後の振り返り学習として年度末の2月頃に実施される。

本学みよしキャンパスで小学校や中学校教諭の普通免許状取得希望学生は、年々微増傾向(『東海学園大学教育研究紀要第1号』78-82頁参照)にあり、これらの学生には、介護等体験実習を行うことが義務づけられている。介護等体験実習を行う学生は、都道府県教育委員会や都道府県社会福祉協議会が指定する社会福祉施設と特別支援学校毎にいくつかのグループに分けられて実習を行う。つまり小学校や中学校の教職志願の学生は、ひとりで社会福祉施設と特別支援学校に時期を分けて合計7日間の実習を行うことになる。社会福祉施設と特別支援学校にグループ毎に分けられた学生は、それぞれのグループで事前学習を受け、配属される社会福祉施設や特別支援学校によってはさらに小人数に分かれて実習を行う。例えば、A社会福祉施設では10名の学生の実習枠が社会福祉協議会から指定された場合、2名単位に分かれて時期をずらしながら実習を行っている。これは特別支援学校についても同様である。こうした小グループによる実習の実施は、実習を受け入れている社会福祉施設や特別支援学校側の受け入れ環境に配慮したものになっている。このことは同時に、学生を送り出す大学側にも、学生が介護等体験を通じて職場体験を行い、教育職員免許状取得を志す者としてふさわしい実習が行えるよう、十全なる事前指導が行われていることが求められる。

* 東海学園大学スポーツ健康科学部准教授

介護等体験の必要性を規定した「教職免特例法」では、その立法化の趣旨として、「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する」（教職免特例法第 1 条）と定めている。また、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が作成する『介護等体験マニュアルノート』では、介護等体験の目的を次の 6 点にまとめている。

- ①多様な人間の存在とその価値、考え方の違いを認識し、人間に対する理解を深める。
- ②「個人の尊厳」や「人権」について考え、理解を深める。
- ③「共生」「社会連帯」について考え、理解を深める。
- ④多様な人との交流を通じて、コミュニケーションの重要性や方法を学ぶ。
- ⑤対人援助の実際に触れて、人間関係形成の重要性、姿勢や方法等を学ぶ。
- ⑥利用者が抱えている生活課題の背景にある社会的な問題や市民生活を支える制度についての理解を深める。

本学みよしキャンパスでは、こうした介護等体験を行う趣旨や目的に則り、前回（『東海学園大学教育研究紀要第 1 号』, 78-82 頁）でも報告したような徹底した事前学習を行うことに努めている。しかし、介護等体験を実施するにあたって、各大学に求められている事項については、「教職免特例法第 3 条」で「その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする」とだけ規定しているにすぎない。また、「特例法通達」（1997 年 11 月 26 日）三、留意事項（二）受入の調整等について⑤でも、「大学等においては、介護等の体験に必要な事前指導の実施に格段の協力を願いたいこと」と定めるに終わっている。こうした介護等体験の実施及びそのための事前学習にたいする行政からの要望に対し、本学みよしキャンパスで行っている事後学習の一環としての報告会は、どのような位置づけと目的を持って行われているのかについて次に説明する。

3. 報告会の位置づけと目的

前記したように報告会は、事後学習の一環として、年度末の 2 月頃、毎年実施されている。本学みよしキャンパスにおける報告会の実施目的や意義としては、何よりも 4 年次に行われる教育実習の完成度を高めることにあると考えてよいであろう。介護等体験実習に向けた事前準備の経験や報告会でのプレゼンテーションの体験とそのための準備、そして職員志望学生としての自覚とモチベーションの習得、向上は、報告会の実施によってより強く身につけられると考えられる。

しかしこうした報告会も、十分な事前学習に裏付けられた丁寧な学習があってはじめて可能なのである。社会福祉施設や特別支援学校といった普段あまり経験することのできない職場での体験実習のためには、基本的な職場マナー、社会福祉の知識等はあらかじめ教育指導されていなければならない。学生としての意識ではなく社会人としての意識がそこには求められている（『東海学園大学教育研究紀要第 1 号』, 78-82 頁参照）。そこで、教員免許状の取得が目的ではあるが、いち社会人としての職場体験である介護等体験実習の報告会では、次のような独自の目的を本学みよしキャンパスでは持たせていると言ってもよいであろう。

- ①グループワークを通じたコミュニケーション体験
- ②報告会を 2 年次の教員志望の学生に聴講させることで早くから自己啓発を行うと同時に、2 年次生はこの次点から介護等体験事前学習を開始することとなる
- ③報告会に集約された介護等体験実習は、4 年次に行われる教育実習にステップ・アップしていき、まず、「グループワークを通じたコミュニケーション体験」について説明する。

実習先である社会福祉施設や特別支援学校には、日常生活に必要な生活支援が求められる人達が多く、

実習生はあらかじめ社会福祉に関する事前学習の中で実習目的を立て介護等体験を行なう。実習目的は学生や実習先の種類によってそれぞれ各自異なり、各々が体験した内容は、実習へ行ったグループ毎に報告会に向けてまとめられる。その際、各学生の異なる体験は、グループ毎のコミュニケーションを経ることで調整・整理されまとめられる。このコミュニケーション体験は重要な時間として意味を持ち、教育現場ではない職場で得た情報の共有化や、支援の必要な人達への教員志望の学生としての様々なおもいと考え、各学生の取組がこのコミュニケーションを取ることで互いに知ることができる。そして、そこで得た知識や他者の経験が自己の経験をより拡大させることに役立つ。

次に、「報告会を2年次の教員志望の学生に聴講させることで早くから自己啓発を行うと同時に、2年次生はこの次点から介護等体験事前学習を開始することとなる」について説明する。

介護等体験報告会の会場では、2年次生を前列、3年次生を後列に配置して着席させている。それは、3年次生の報告を何よりも2年次生に聞かせることに重きを置いているからである。2年次生は3年次生の介護等体験を聞くことで、社会福祉施設や特別支援学校の様子を知ると共に、次年度から始まる介護等体験の事前学習に向け自覚を新にしてもらうことで、教員志望の学生としてのモチベーションを高めてもらう。つまり、この段階で2年次生にとっては、介護等体験の事前学習は始まっていると考えてもよいことになる。

最後に、「報告会に集約された介護等体験は、4年次に行われる教育実習にステップ・アップしていく」について説明する。

3年次生で体験した介護等体験は、教員志望の学生にとっては初めての職場体験になる。体験の場は教育の現場ではないが、実際の社会の現場での体験とそのための事前準備は貴重な緊張体験である。こうした体験を経ることで4年次に行われる教育実習が、よりステップ・アップした内容になることをこの介護等体験実習では目指している。本学における報告会の主な目的はこの点に特に重きを置くものであると考えても過言ではない。

4. 介護等体験報告会の内容

上記した目的を持った報告会では、次のような内容の報告を行う⁵⁾。

- ①実習先の概要～グループで行った実習施設の所在地、施設の概要（高齢者施設、障がい者施設等の分類）、利用者・職員の数、実際に行われている福祉サービスの内容等。
- ②実習のテーマ～各学生のあらかじめ立てた実習テーマについて実習終了後に話し合い、共通して考えたテーマを紹介する。
- ③実習した内容～実習先での一日のタイムスケジュールや一日の流れ等を紹介する。
- ④利用者との関わりで気づいたこと～社会福祉施設や特別支援学校で交わった高齢者や障がい者、障がい児等との関わりの中で感じたこと、考えたこと、学んだこと、教えられたこと等について、将来教職に就くことを志している者としての感想を紹介する。
- ⑤実習を通して感じたこと、学んだこと～事前学習から始まった介護等体験実習全体を通して感じたこと、考えたことを紹介する。
- ⑥これから実習を行なう後輩に伝えたいこと～介護等体験実習全体を通して注意したいこと、心がけたいこと、事前に準備しておいた方がよいこと、介護等体験実習にたいする姿勢等について、後輩に伝えておきたいことをまとめる。

報告会では、パワーポイントを利用し、いちグループ約10分以内（年度によって異なる）で発表と質疑応答を行う。社会福祉施設と特別支援学校のグループに分けて一通り報告を行った（通常だと午前9時位から午後13時位まで）後に教職指導の教員から講評を受け、最後に2年次生に報告会の内容にたいするアンケートを取ることで終了する。

報告会におけるプレゼンテーションは、あくまでグループで行った体験を発表する場であり、そのグループ体験を共有化するために報告会の準備期間を設けている。報告会では、時折、実習を行った個人的な意見を述べることで終始する場合があるが、報告会は個人的な体験の報告の場ではないことを認識しておかなければならない。

5. 今後の課題（おわりに）

(1) 介護等体験及び報告会にたいするモチベーションの向上（介護等体験事前・事後学習の単位化）毎年、1月に行われる愛知県社会福祉協議会主催の「介護等体験大学説明会」配付資料⁶⁾の中では、「(介護等体験の)事前指導で特に周知・留意していただきたいこと」として、次のような点が挙げられている。

- ①介護等体験の意義
- ②体験先の施設や学校の設置目的や状況、体験する内容
- ③人権への配慮
- ④服装・みだしなみ・言葉づかい
- ⑤マナー、等

また、同配付資料の中では、実際に実習を行った社会福祉施設や特別支援学校側からの大学等への要望事項も記載されて居り、特にその中で「事前指導の徹底」と云う点が指摘されている。介護等体験の事前学習の中身は前回⁷⁾でも記したが、その主なものは実習を行うに当たっての施設理解や実習上の注意事項が中心になる。しかしこの事前学習は、本学みよしキャンパスでは、教職課程の一環として小・中学校の教員を志願する学生にはその実施が「教職免特例法」上義務づけられてはいるが、カリキュラム上では教職課程科目の中には位置づけられていない。4年次に行われる教育実習は「教職実践演習」として教職課程科目の中に位置し、単位化されている。教育実習は「教職現場を体験することにより、教育についての理解を深め、情熱を培い、真の教育者としての基礎を作ることを目的」⁸⁾とし、そのために教職実習生は、「教員となるにふさわしい適性（人物・学力）を備えた学生」であり、「品行、学業成績など教育実習生としてふさわしくない」学生は教職実習は行えないことになっている。

介護等体験で実習を行う社会福祉施設や特別支援学校も教育実習で実習を行う教育現場も、社会の現場、職場であると言う点では共通であり、したがって求められる人物像や一定のマナーや品行度には大差はないと考えてもよいであろう。目的が違うとはいえ、大学外の社会の現場で実習を行うと言う点では、教員志望の学生に意識や行動の中身に大差があつてよいとは考えられない。これらに明確な違いがあるとすれば実習にたいする学生のモチベーションの高低差だけなのである。そしてその要因として考えられる事柄が単位の有無と云う点である。

介護等体験実習は教育実習のプレ実習としての役割と効果を十分果たしていると考えている。ちなみに、愛知県教育委員会が主催して毎年行われている「教育実習生受入れに関する打合せ会」⁹⁾配付資料でも、「教育実習受入れ校の反省及び要望」として「教育実習生の勤務上の諸問題について」の中で、「(大学等の側に)指導をお願いしたい・気になる点」として、教育実習生の心構えや態度、マナー等に関する評価の基準が置かれているが、この中で記されている事柄は介護等体験の事前学習の段階でも時間をかけることで十分徹底できると思われる。

(2) 事前・事後学習の実習先との共同実施（あるいは現場職員による事前・事後学習）

介護等体験は実際の社会の現場で行われる職場体験としての性格を持っている。教員志望の学生に求められるのは、この段階では、将来教職に就くことを希望するいち実習生でありいち社会人候補生としての意識である。現在、介護等体験の事前・事後学習は、実習に送り出す大学側が主体に行っているが、

将来的には、実際に実習を行っている現場職員にも参加して戴き、共同で行われることが望ましいのではないだろうか。

介護等体験事前・事後学習の担当者は、一様に実際の教職の現場や社会福祉の現場で職に就いていた経験、あるいは諸資格の実習指導の経験を持っているわけではない。担当者側の指導上の不足を補うと云う点からも、実際の社会現場で仕事に就いている方達からアドバイスや助言を戴く、場合によってはすべての指導を担っていただくことも、現場の生きた声を学ぶ上では学生にとり有益ではないだろうか。

【註】

- 1) 東海学園大学みよしキャンパスにはスポーツ健康科学部と経営学部があり、それぞれ保健体育教諭免許状（中学校・高等学校）と社会科教諭免許状（中学校）、公民科・商業科教諭免許状（高等学校）を取得できる。
- 2) 拙稿（2015）「『個』に視点を置いた介護等体験—教育実習を意識した事前職場体験—」『東海学園大学教育研究紀要』第1号, 78-82頁
- 3) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」は略称として「介護等体験特例法」と呼ばれる場合もある。法令の内容については同じである。※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に於いて確認。
- 4) 介護等体験を行う施設については「施行規則第2条」、7日間という期間については「施行規則第1条」に規定されている。また、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の理由については、1997年（平成9年）11月26日の文部事務次官通達「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（文教教第230号）（以下、「特例法通達」と言う）三. 留意事項（一）介護等の体験の内容等について③で定める「介護等体験の期間については、7日間を超えて介護等の体験を行っても差し支えないこと。また、7日間の内訳については、社会福祉施設等5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましいこと」に基づいている。
- 5) 毎年度の報告会毎に作成される『介護等体験報告会』資料参照。昨年度の『平成27年度介護等体験報告会』は、平成28年2月19日、9:00～12:10、東海学園大学三好キャンパス332教室にて行なわれた。
- 6) 『平成27年度介護等体験大学説明会』（平成28年1月26日・愛知県自治センター）における配付資料参照
- 7) 前掲2)
- 8) 「4. 免許・資格等、教職課程」『2016履修の手引き（スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科）』東海学園大学
- 9) 平成28年度公立小・中学校における教育実習生受入れに関する打合せ会』（平成28年1月14日・名古屋ガーデンパレス）における配付資料参照

【参考文献】

1. 島田 肇（2015）「『個』に視点を置いた介護等体験—教育実習を意識した事前職場体験—」『東海学園大学教育研究紀要』第1号, 78-82頁
2. 社会福祉法人東京都社会福祉協議会（2015）『介護等体験マニュアルノート』社会福祉法人東京都社会福祉協議会

3. 『平成 28 年度公立小・中学校における教育実習生受入れに関する打合せ会』（平成 28 年 1 月 14 日・名古屋ガーデンパレス）資料
4. 『平成 27 年度介護等体験大学説明会』（平成 28 年 1 月 26 日・愛知県自治センター）資料
5. 『2016 履修の手引き』（スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科）東海学園大学